

## 第5回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和元年9月2日(月) 午後1時30分～午後3時05分

2、開催場所 鹿島市役所 5階 大会議室

3、出席委員 12名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 0名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

### 5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 5番 江頭武寛委員 7番 坂本理一委員

②第2 議案第 18号 農地法第5条の規定による許可申請について(保留分)  
報告第 7号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について  
議案第 19号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 20号 農地法第5条転用許可後の事業計画変更承認申請について  
議案第 21号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第 22号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 23号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画  
について

### 6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸
局長補佐	星野 晃希
書記	峰松 一実
書記	植松 優太

### ◎農業委員出席簿

席順	委員名	出欠	席順	委員名	出欠
1	三原 一義	○	7	坂本 理一	○
2	中牟田 安彦	○	8	廣瀬 幸治	○
3	中村 正信	○	9	中村 博之	○
4	木下 英春	○	10	山口 和子	○
5	江頭 武寛	○	11	松浦 秋行	○
6	大町 朝子	○	12	織田 博吉	○
		計		12名	12名

### ◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
伏原・下浅浦・中浅浦・上浅浦・大木庭	橋村 広光
南川・筒口・大殿分・貝瀬・土穴・本城	山口 茂喜
川内・山浦・白鳥尾・中木庭・山浦開拓・番在開拓	有森 徹

## 7. 会議の概要

事務局	<p>只今から第5回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、全員の出席を確認。)次に議事録署名人の指名をします。5番江頭委員と7番坂本委員にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。審議に入れます前に、いつもの通り議事進行について4点ほど注意いたします。1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があってから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言つてください。また、議事に関するこのみを簡潔にお願いいたします。2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止いたします。3点目です。この会場内は禁煙とします。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議するときは特に指示されなくとも自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意お願ひします。以上については、個々が自覚して会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願ひします。では、慣例により会長に議長をお願いします。</p>
会長	<p>改めまして、こんにちは。本日の議題は議案6件と報告1件であります。 早速、審議に入れます。まず前回保留になった分から審議します。議案第18号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(8月保留分)を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案資料の1頁と位置図は1頁をご覧ください。この案件は先月の総会で重機を入れて事前着工されていたという理由から、耕起して畑に戻してから再度総会に諮った方が良いのではないかという意見がありましたので、保留されていました。 8月総会後の経過ですが、担当農業委員の〇〇委員から農地利用について指導され、その後に株式会社〇〇により申請農地の耕起が行われています。 土地の所在、面積、譲受人、譲渡人、転用の目的等は1頁に記載のとおりです。農地区分は2種農地、周囲の状況は東が道路、西は畑、南は水路、北は宅地になっています。協議はしてあります、条件は無しとなっています。8月総会後の経過の最後の部分の字が切れています。すみませんが、修正をお願いいたします。説明は以上です。</p>
議長	<p>今日は〇〇さんご本人を呼んでいます。前回問題になった部分を事務局の方にもう一度説明してもらってから、ご本人に話を聞きたいと思います。</p> <p>(〇〇さん入場)</p>
議長	<p>〇〇さん今日は来ていただきありがとうございます。先月保留にした分について〇〇さんご本人に話を聞きたいと意見があり、お呼びしました。まず事務局の方に流れを説明させます。</p>
事務局	<p>8月の総会の中で、既に重機をいれて事前着工をされている状態だったので、もう1度土地を耕し直して、畑の状態に戻してから再度総会に諮ったほうが良いという意見がありました。お手元の写真の通り、8月20日に畑を耕してもらっています。説明は以上です。</p>
議長	<p>現地調査を行った時に畑の形ではなく、既に重機を入れているような状態だったので今回お呼びしました。何か意見などありましたらお願いします。</p>
〇〇さん	<p>担当農業委員さんから再び耕してくださいと指導を受けていましたが、私が怠慢でそのままの状態にしていました。申し訳ございませんでした。以上です。</p>
議長	<p>今日は忙しい中来ていただきありがとうございました。もう一度こちらの方で審議したいと思います。</p> <p>(〇〇さん退室)</p>

議長	改めて皆さんに意見を聞きたいと思います。担当委員の○○さん何かありませんか。
3番委員	今説明があつた通りになります。耕起する前に私と○○推進委員と○○さんの3人で現地を確認して、畠の状態に戻すことと今後このようなことをやらないように指導を行いました。そしたら本人も自分が悪いと認めていて、連絡をするので確認にきてくださいとのことだったので事務局と私が耕しているのを確認しました。今後は同じことを起こさないようにして欲しいと思います。
議長	他に意見はありませんか。無かつたら再度採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として取り扱います。
議長	続いて報告第7号農地法第18条の規定による合意解約通知について、事務局より説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の2頁をご覧ください。報告第7号について説明いたします。記載のとおり1件となっています。合計1筆で面積が1,053平米となっています。内訳は田のみ1筆1,053平米でございます。解約事由は双方合意による借入変更のためとなっております。以上で報告第7号の説明を終わります。
議長	只今の説明について質問はありませんか。
10番委員	解約合意日が8月15日になっていますが、何も作ってなかつたのですか。
事務局	ここは後に出でますが、○○酒造さんが水稻をされています。届出が今になりましたが、既に作付けされています。
議長	何か質問はありませんか。無いようなので報告を終わりたいと思います。
議長	続いて、議案第19号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局より説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の3頁をお開きください。番号1について説明いたします。位置図の2頁も併せてご覧ください。この案件は次の議案第20号とも関係しています。また、以前の議案からの経緯もございますので、これまでの流れを説明させていただきます。 まず平成29年8月2日の総会議案として農地法5条の所有権移転の申請を株式会社○○という株式会社がされています。株式会社○○は○○○○氏と○○○○氏が立ち上げられた会社です。このときの面積は今回の面積を含む14,331平米でした。(譲渡人はここにある○○さんです。)転用の目的は太陽光発電です。これを平成31年2月1日の総会案件で取り下げられています。取り下げ理由は着工したものの、地形が想定と違っていたため、面積を縮小するとなっています。このときの総会案件で株式会社○○は取り下げした西側半分の7,791平米(利用しやすい部分)で太陽光発電の申請をされ、現在工事中となっています。この時期には○○氏は○○から離れられているようです。○○氏は令和元年5月の総会で○○番地○の農地法5条申請をされ、令和元年6月17日に許可されています。今回はその施設を守るための法面の面積となっています。この増設分は当初(平成29年8月2日)に申請された分の1筆です。 それでは今回の案件の説明をします。土地の所在は大字○○字○○○○番地○です。登記地目は畠で、現況地目は樹園地となっています。登記面積は1,548平米です。譲受人は○○区の○○○○さん68歳、飲食業の方です。譲渡人は○○区の○○○○さん71歳、会社員の方です。 転用の目的は太陽光発電装置で、施設の概要ですが太陽光発電装置360枚、588.65平米と通路その他5,447.35.60平米となっています。同時利用地として第1回総会で審議された○○番地○(畠)の4,488平米と併せて利用されます。これは既に令和元年6月17日に許可を受けられています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが東は山林、西は道路、南は原野、北は道路となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件もありとなっています。

	続いて議案20号について説明します。総会議案・説明資料の4頁をご覧ください。番号1について説明いたします。位置図は2頁を併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇番地〇及び〇〇番地〇でございます。登記地目は畠で、現況地目は樹園地です。登記面積は1,548平米と4,488平米です。農地区分は2種農地です。変更前の事業計画に従った実施状況は工事未着工となっています。(雑木の伐採は終了)転用許可後に行なった地質調査の結果、法面崩落防止のため、法の勾配を緩くする必要があり、その分面積を広くすることとなっています。事業の継承者は〇〇区の〇〇〇〇さんです。説明は以上です。
議長	担当委員より説明をお願いします。
9番委員	申請地は〇〇ため池の東側で市道〇〇・〇〇線から出ているコンクリートの里道を150メートル進んだとこの右側になります。その北側が説明にあつた6月17日に許可が下りたところです。里道を挟んで西側は株式会社〇〇が5条申請をして平成31年3月27日に許可が下りたところです。説明は以上です。
議長	只今の説明について質問はありませんか。
10番委員	前回許可が下りた所とパネルは一緒だと思いますが、今回申請されたところは通路と法面が増えているのですね。それでは土を盛ったり、工事をされるのですか。
事務局	現状の地形を利用する計画となっています。
9番委員	議案19号の説明で北が道路と言われましたが、北は〇〇番地〇と隣接していると思いますが、間に道路があるのですか。
事務局	西側の里道が北東の方向に伸びているので北を道路としました。
議長	他に質問はありませんか。無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として取り扱います。
議長	続いて、議案第21号農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について、事務局より説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の5頁をお開きください。番号1について説明いたします。位置図の3頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目は畠となっていますが、現況地目は純山林となっています。登記面積は457平米です。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん80歳、農業の方です。転用目的は植林で、スギを既に30本植えてあるそうです。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は道路、西は山林と畠、南は道路、北は畠になっています。備考欄に記載のとおり、関係部署に協議ありで条件はなしとなっていますが、始末書が提出されています。番号1の説明は以上です。
議長	担当委員より説明をお願いします。
9番委員	申請地は行政区では〇〇区になります。現地はスギの木が植えられておりまして、大きいので直径30センチになります。歩道ギリギリまで植えられていて、地図に載っている〇〇さんの右側と歩道部分に覆いかぶさっている状況です。説明は以上です。
議長	只今に説明について質問はありませんか。
10番委員	〇〇さんは去年か一昨年にこの辺りに植林をされたと思いますが、今回の申請地との位置関係を説明してもらえませんか。
事務局	前回植林を申請された場所は、今回申請地の北側になります。
議長	他に質問はありませんか。無いようなので、事務局より始末書の読み上げをお願いします。
事務局	(始末書読み上げ)
議長	賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として取り扱います。
議長	続いて、議案第22号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局	総会議案・説明資料の6頁をお開きください。議案第22号について説明いたします。位置図の4頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇番地〇及び〇〇番地でございます。登記地目及び現況地目は2筆共に畑となっています。登記面積は147平米と747平米になっています。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん66歳、農業兼会社役員の方です。譲渡人は〇〇市の〇〇〇〇さん78歳、無職の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と農業廃止となっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇委員さんと〇〇農地利用最適化推進委員さんで行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がついているところでございます。番号1の説明は以上です。
議長	〇〇推進委員、補足して説明ありますか。
橋村 推進委員	以前、〇〇番地について地主さんが植林されたことがあります。北が公民館ということもあります。区長と生産組合長で伐採して更地に戻した経過がありました。現在地主さんは〇〇に住んでられています。〇〇地域が中山間地域協定区域になっていまして、その中に申請地の両方が入っていたので中山間地域協定で管理をしていました。
議長	只今の説明について質問はありませんか。無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として取り扱います。
議長	続いて、議案第23号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>総会議案・説明資料は7頁から9頁までとなります。この案件につきましては1議案の18件であります。今回中間管理事業の案件はございません。利用権設定されているのが18件で、そのうち再設定(更新)が4件で、新規が14件です。</p> <p>利用権を設定している14件のうち、使用貸借権が4件で、賃貸借権が14件で、賃貸借権14件のうち、現金扱いが13件で、物納扱いが1件です。</p> <p>契約期間については、10年が4件、5年が2件、3年が4件、1年が6件、6ヶ月が2件となっています。1番から11番までは借り手の法人は一般的の法人で農地所有適格法人でないために解除条件付きの利用権が設定されています。〇〇〇〇は〇〇酒造と〇〇酒造による酒米を生産するための会社であり、〇〇〇〇〇〇はお茶の実や花から化粧品を製造する会社です。農薬が使用されていないお茶畑からの実や花を使うということで、耕作放棄地となる寸前のこの地に目をつけられたようです。結果が良ければ、面積を増やしたいといふこともおっしゃられているようです。</p> <p>使用貸借権が設定されている案件について個別に若干説明いたします。14番は斜面のミカン畑であり、面積は3反5畝ありますが、形は三角になっています。16番はこれまで申出人の〇〇〇〇さんが耕作されてきましたが、高齢で止められるので、最適化推進委員さんが地元で耕作者を探したが見つからず〇〇農場に依頼されたとのことでした。面積は5,223平米と記載されていますが、斜面のため実際耕作されてきたのは、半分程度です。17番もこれまで〇〇〇〇さんが耕作されてきましたが、16番と同様の理由で〇〇農場に依頼されています。18番は使用貸借の更新です。議案第23号の説明は以上です。</p>
議長	只今の説明について質問はありませんか。
3番委員	〇〇〇〇との契約が6ヶ月とか3年とかバラバラなのはなぜですか。
事務局	それは貸し手側の意向でなっています。とりあえず1作と言われた方もいたのでその方は6ヶ月となっています。
3番委員	田植えは終わっていると思いますが、契約が9月からなっているのはどうですか。
事務局	実際農業をされている方が今年から雇われた方で初めて農業をされるということでした。そのため指導を受けたり、いろいろ忙しかったため提出するのが遅れたとのことです。
10番委員	農業をされているのは鹿島の方ですか。

事務局	いいえ、生まれは〇〇と聞きました。これまで〇〇で農業関係の仕事をされていましたが、そちらを辞めて鹿島に移ってきたとのことでした。
議長	〇〇〇〇〇〇は実際誰が耕作をされるのですか。
事務局	〇〇〇〇〇〇が自分たちでするそうです。繁忙期にはシルバー人材センターから人を雇うそうです。
議長	実際に誰が耕作をするのか、管理をするのかそのあたりを地元の方は心配されているのもつとほつきりさせた方がいいと思いますので、その点を事務局で確認し、報告してください。
事務局	実際に〇〇〇〇〇〇が耕作するのか、委託するのか確認して報告いたします。
10番委員	解除条件付はどういったものですか。
事務局	企業が借りるときは解除条件付になります。企業が契約違反をして、貸し手から解約したいとの意向があった場合契約が解除になります。〇〇農場さんみたいに農地所有適格法人であれば通常通りの貸借になります。
議長	他に質問はありませんか。無いようなら採決を取ります。 (自身に関連する議案があるため4番委員退出)
議長	賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として取り扱います。
議長	以上を持ちまして、本日提出された議題審議を終わります。
	(午後3時05分終了)

	この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。	
	令和元年 9月2日 鹿島市農業委員会	会長
		印
		5番委員
		印
		7番委員
		印
		事務局長
		印